※参考「隣保館」について

【隣保館設置の経緯】

- ・「隣保事業」とは、欧米のセツルメント活動の日本語訳として使われています。 セツルメント活動とは、貧困、差別、教育、環境問題などの問題を抱える地区対策として、 明治後期に、民間の社会事業家によって行われた活動です。そして、彼らによって隣保館 が設置されたのは、米騒動や全国水平社の結成によって、同和問題が政府をはじめ、広 く一般に重大な社会問題として認識されて以降のことです。
- ・戦後、同和地区を対象とした国の特別行政施策は中断されていました。
- ・1953年(昭和28年)、国家予算に初めて同和地区に隣保館を建設する経費の補助金が計上されましたが、運営は円滑に行われませんでした。

【同和問題解決のための隣保事業】

- ・1958年(昭和33年)、社会福祉事業法(現在の社会福祉法)の改正が行われ、隣保館の 法制化が進みました。
 - その結果、隣保館等の施設が設けられ、その近隣地域における福祉に欠けた住民を対象として、無料または低額な料金でこれを利用させる等、当該住民の生活改善及び向上を図るための各種の事業を隣保館で行うようになってきました。
- ・1960年(昭和35年)、同和地区での隣保館への運営費補助制度が設けられ、同和地区 に隣保館が多く建設されるきっかけとなりました。その後、同和対策審議会答申の具体策 として、対象地域におけるコミュニティセンターとして運営することが必要であるとされ、 同和問題解決のために推進されてきました。
- ・1969年(昭和44年)、同和対策事業特別措置法が施行され、隣保館は地域における行政の総合窓口とされ、同和行政の第一線機関として位置づけられました。 その後、1997年(平成9年)3月まで特別法のもとで特別対策として隣保館を運営してきました。
- ※長野県では、1956年(昭和31年)に小諸市に建設されたのを手始めに、現在までに県内に24館あります。